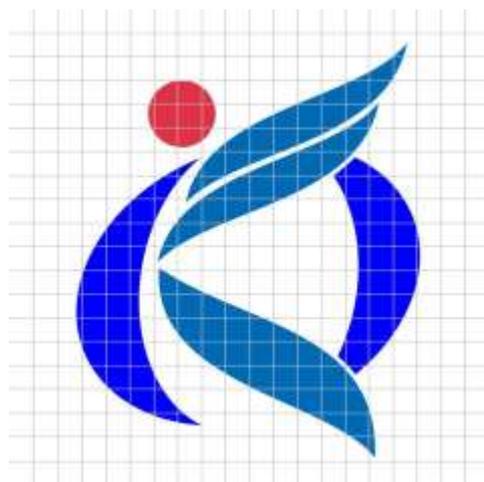


いちき串木野市教育振興基本計画

～ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり～

(案)



いちき串木野市教育委員会

<目 次>

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の基本的な考え方 1

第2章 本市教育を取り巻く環境

- 1 児童生徒数の減少・学校規模 2
- 2 学力 2
- 3 いじめ、不登校等の状況 3
- 4 規範意識 3
- 5 基本的生活習慣 3
- 6 特別支援教育 4
- 7 キャリア教育 5
- 8 体力や運動能力 5
- 9 安全・安心な教育環境の整備 6
- 10 家庭・地域の教育力 6
- 11 幼児教育 7
- 12 子どもたちの文化活動 7
- 13 地域・文化の育成・継承 7
- 14 生涯学習の環境づくり（いつでもどこでも学べる環境づくり） 8
- 15 生涯スポーツの推進 8

第3章 10年後を見据えた教育の姿

- [基本目標と施策の関連図] 11

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 1 本市教育の取組における視点 12
- 2 本市教育施策の方向性 13
- 3 具体的施策の展開 14
- I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
 - ① 道徳教育の充実 16
 - ② 生徒指導の充実 17
 - ③ 人権教育の充実 18
 - ④ 体験活動の充実 19
 - ⑤ 子どもの読書活動の推進 19
 - ⑥ 文化活動の推進 20
 - ⑦ 食育の推進 21
 - ⑧ 体力・運動能力の向上 22
 - ⑨ 健康教育の充実 23

II	未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	
①	「確かな学力」の定着	2 3
②	特別支援教育の推進	2 4
③	キャリア教育の推進	2 5
④	幼児教育の充実	2 6
⑤	郷土教育の推進	2 6
⑥	教育の情報化の推進	2 7
⑦	社会の変化に対応した教育の推進	2 8
	(ア) 環境教育	2 8
	(イ) 福祉教育・ボランティア活動	2 9
	(ウ) 国際理解教育	2 9
	(エ) 消費者教育	3 0
III	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
①	開かれた学校づくり	3 1
②	学校運営の充実	3 1
③	小規模校教育の振興	3 2
④	教職員の資質向上	3 2
⑤	安全・安心な学校づくり	3 3
⑥	教育環境の整備・充実	3 3
IV	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
①	「学校を核とした地域づくり」の推進	3 4
②	地域ぐるみでの子どもの育成	3 5
③	家庭の教育力の向上	3 6
V	生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
①	生涯学習環境の充実	3 7
②	生涯スポーツの推進	3 8
③	競技スポーツの推進	3 8
④	文化芸術活動の充実	3 9
⑤	文化財の保存・活用	4 0
第5章	計画の実現に向けて	
1	教育行政の着実な推進	4 1
2	学校・家庭・地域・企業・大学等との連携・協働	4 1
3	関係部局・関係機関との連携・協力	4 1
4	県との連携・協力	4 1
5	計画の進捗状況の確認	4 1

はじめに

近年、我が国は、人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化や技術革新の急速な進展など大きな変革期を迎えています。人口減少、少子高齢化の著しい進行は、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されます。また、I o T、A I など第四次産業革命のイノベーションが予測困難なスピードで進展しています。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市においても、児童生徒の学力向上、いじめ不登校等の問題行動への対応、生徒指導や特別支援教育の充実、教職員の資質能力の向上、学校における働き方改革、I o T、A I などの技術革新に対応した教育、教育費負担の軽減など取り組むべき課題があります。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では、本市の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成 22 年 1 月に「いちき串木野市教育振興基本計画」を、平成 27 年 1 月に第 2 期基本計画を策定し、平成 22 年度から今日まで計画を推進してきたところです。

この間、国においては第 3 期「教育振興基本計画」を平成 30 年 6 月に閣議決定し、「自律」「協働」「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。また、県も平成 31 年 2 月に第 3 期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

本市においても、第 2 期計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、国・県の第 3 期計画の内容を参酌しつつ、計画した各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、ここに令和 2 年度からの第 3 期「いちき串木野市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、基本目標に「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向け今後 5 年間に取り組む施策の方向性を示し、それに基づく内容を体系化しました。

今後、市教育委員会においては、この計画に基づき、学校、家庭、地域、企業、大学等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

令和 2 年 月

いちき串木野市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

いちき串木野市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成22年1月、「いちき串木野市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、10年後を見据えた教育の姿として「新しい時代のいちき串木野市を担う心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」という2つの人間像の育成を目指して、5年間に取り組む施策を総合的、体系的に示し、取組を進めてきました。

平成27年1月には、第1期計画における取組の成果と課題を踏まえ、第2期計画を策定し、「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」の基本目標のもと、総合的かつ計画的に施策に取り組んできたところです。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育施策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方のもと、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

県においては、国の第3期計画を参酌し、第2期計画の取組の成果・課題や10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島を目指す姿や施策展開の基本方向などを示した「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、第3期鹿児島県教育振興基本計画を策定しました。

このような国・県の動向を踏まえ、本市は、引き続き市の実情に応じた教育行政を推進するため、令和2年度から6年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「第3期いちき串木野市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、本市の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画として、国・県の第3期計画を参酌し、いちき串木野市総合基本計画等を踏まえ、令和2年度以降の10年後を見据えた本市教育の姿を示すとともに、その実現に向けて、令和2年度からの5年間に取り組むべき施策を体系化した計画とします。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術などの教育委員会所管事項に関することです。

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 児童生徒数の減少・学校規模

本市の児童生徒数は減少を続けています。また、一学校当たりの学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする（学校教育法施行規則第41条）とされていますが、令和元年度における本市の状況は、12学級を下回る学校が小学校で9校中7校、中学校では全5校が下回っており、ほとんどが小規模の学校となっているのが現状です。

小規模校では、一人一人の状況が把握しやすく、きめ細かな指導ができるなどの利点があるものの、社会性の涵養、多様な考え方に触れる機会が少ない、クラス替えができない、切磋琢磨する教育活動ができない、教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるとの指摘もなされています。

一方で、少子高齢化が進行する本市にあっては、運動会等の学校行事に地域住民が参加したり、学校職員が地域での活動に積極的に参加したりするなど、学校が地域のコミュニティ活動に一定の役割を果たしている面も見られます。

公立小・中学校の統廃合は、原則、平成28年2月28日に総合教育会議で定めた「いちき串木野市立小・中学校の統廃合基準」に基づき対応することとしており、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、保護者の願いや地域の実情に応じて、住民の理解と協力を得ながら検討が進められるものと考えます。

2 学力

本市の小・中学生の学力については、国が実施している「全国学力・学習状況調査」において、平成31年度ではすべての教科で全国平均を下回っている状況です。

学力差については、全国的に縮小傾向にあると言われていています。しかしながら、本市においては、継続して思考力、判断力、表現力等に課題がある状況です。

今後は、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を習得させることが必要です。

また、子どもたちの学力向上には、教員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、主体的・対話的に取り組む授業への転換などに努めることとしています。

全国学力・学習状況調査において、多くの児童生徒が、社会参画に対する関心・意欲やボランティアへの意識が高く、人の役に立ちたいという強い思いをもって将来の夢や目標を描き、前向きに取り組んでいる結果が出ています。このような子どもたちのよさを認めるとともに、学習に対する意欲を高め、学力の向上につなげていかなければなりません。

3 いじめ、不登校等の状況

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題と捉え、今後ともすべての学校が、家庭や地域との連携を強め、一件でも多く発見し、それらを解消するという基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

また、スマートフォンやパソコン等のインターネット接続機器などの普及に伴うネット依存やSNSの利用によるトラブルなど新たな課題について、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

不登校は、本市の最重要の課題です。不登校の要因は一様ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関することなどが複雑に関連しているとされており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要です。

各学校で「分かる」授業づくりに努めるとともに、学校における子どもの居場所づくりや子ども同士、教員と子どもとの信頼関係づくりを行い未然防止に努めることが重要です。

また、不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰や社会的自立に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭や地域、教育支援センター等の関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

4 規範意識

昨今、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、社会的マナー等が十分に備わっていないことなどが指摘されています。

教育基本法においては、「個人の尊厳を重んじるべきこと」のほか、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが教育の目標とされ、学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されています。

平成31年度の全国学力・学習状況調査では、「学校のきまり・規則を守っている」と回答した本市児童生徒が、小学校で92.6%（全国92.3%）、中学校で97.2%（全国96.2%）となるなど、ほぼ全国と同じ水準にあります。

子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して、規範意識の涵養を図ることが必要です。

5 基本的な生活習慣

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

本市においては、地域活性化や健康で豊かな生活の向上等を目的に、地域の資源である「食」を活用し、県内初となる「食のまちづくり条例」を平成 21 年 4 月に制定しています。

平成 31 年度全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校では 85.6%、中学校では 83.8%となっており、「毎日同じくらいの時刻に起きる」と回答した割合が、小学校で 54.5%、中学校で 63.4%となっています。

食生活の乱れや子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一体となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し、「家庭学習60・90運動」「早寝早起き朝ごはん」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

さらに、携帯電話やスマートフォンの所持率は、年々増加傾向にあり、小学生で15.7%、中学生で35.1%となっています。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

(注)家庭学習 60・90 運動：基礎学力定着のために、家庭で小学校 60 分、中学校 90 分を目安として一定の学習時間を確保する運動。
早寝早起き朝ごはん：日本PTA全国協議会と文部科学省等が中心となって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成 18 年度から始まった国民運動。

6 特別支援教育

学校教育法が改正され、小・中学校等において学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の自閉症スペクトラムの障害のある児童生徒等に、適切な教育を行う特別支援教育が推進されています。

近年、特別支援教育に関する理解の浸透や教育的効果への期待などを背景に、本市においても、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒が増加傾向にあります。

現在、障害のある全ての幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められており、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目のない支援の推進などに取り組んでいます。

さらに、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法において、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けられました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、市、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していく必要があります。

7 キャリア教育

今日、社会の様々な領域において、構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野において、その変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子どもたちが「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

本市においては、商工会議所や商工会等との連携のもと、すべての中学校で 5 日間程度の職場体験学習が実施されています。また、長期休業中や週休日に子どもハローワークを実施し、ふるさとキャリア教育の推進も図ることで、その成果もでてきています。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要であり、小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせることなど、発達段階に応じたキャリア教育の推進が必要です。

今後、更にキャリア教育を推進するためには、様々な職場での体験活動等の機会の増加を図り、キャリア教育に関する調査を通して、児童生徒の意識の高揚や心の変容を確認することが必要です。

8 体力や運動能力

近年、児童生徒の体力や運動能力は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、低下傾向に歯止めがかかっています。本市の児童生徒の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況で、特に筋力や柔軟性の落ち込みが大きく、持久力についても低下傾向にあります。

体力は、人間の活動の源であり、健康維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素であることから、子どもの体力の向上を図る必要があります。体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組により、公立小中学校の「一校一運動」及び「チャレンジかごしま」の実施率は 100%となっています。これからも児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を一層高める取組を進めます。

(注)チャレンジかごしま：県内の小・中学校等の児童生徒の体力向上と運動習慣を育成するために、学級を単位として縄跳びや一輪車乗り等に挑戦するもの。

9 安全・安心な教育環境の整備

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生が後を絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

本市では、これまでの取組により、スクールガード・防犯ボランティア等研修会、各学校における防犯教室、安全教育モデル実践事業等により、学校における安全性の向上が図られてきています。

また、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や通学路における安全指導の充実と安全点検の取組及び避難訓練など、児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の地域住民の応急避難場所としての役割があることから、学校施設の耐震性を高める対策を計画的に実施し、平成27年度までに構造体の耐震性を確保しています。今後は非構造物（外壁・天井・窓等）の改修が課題となっています。

10 家庭・地域の教育力

近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本市においては、市青少年健全育成市民会議を中心として、市子ども会育成連絡協議会や市PTA連絡協議会、地域女性団体や青年団、公民館等、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指して活動している多くの社会教育関係団体があり、それぞれの団体が地域に根ざした活動を行っています。

また、かごしま学校応援団の取組により、地域による学校支援を行うための組織が設置され、さらに、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の取組も進められています。

今後とも、市内の社会教育関係団体との連携を密にするとともに、本市において昔から引き継がれている教育的資源を生かした活動を継承し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が一層推進されるよう社会的気運を醸成していくことが必要です。

11 幼児教育

幼児期は、人間としての健全な発達や社会に適応する能力の基礎を培う極めて大切な時期であり、生活習慣・規範意識をはじめとする社会性と自主性を育む適切な教育を行うことが重要です。生活スタイルの変化から、保護者同士のつながりや地域との結びつき、あいさつなど基本的な生活習慣の確立等が新たな課題となってきました。

このことから、幼稚園・保育所・小学校・家庭・地域の連携で総合的に施策を推進することや幼児の生活、発達、学びの連続性を踏まえて、幼児教育を充実させていくことが必要です。

12 子どもたちの文化活動

本市に数多く残っている地域の伝統芸能・行事等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

また、各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校もあり、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

子どもたちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りを持つ心の醸成や、郷土の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

今後とも、文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

13 地域・文化の育成・継承

市内には、国指定重要無形民俗文化財「市来の七夕踊」や、薩摩藩留学生渡欧の地など数多くの史跡や歴史、伝統芸能が保存・伝承されています。特に「市来の七夕踊」は約400年もの間、地域で保存伝承されてきており、これからも先人達の残した宝を後世に残していくことが必要です。しかし、近年の少子高齢化や地域コミュニティの希薄化など諸問題により、その継承が年々難しくなっています。

また、市民の芸術・文化に対する意識の高揚と振興を図るため、市民のニーズを的確に把握し、各種文化事業の推進や育成に努める必要があります。

更にこれら芸術・文化活動の中心となる文化施設の整備充実を図る必要があります。

14 生涯学習の環境づくり（いつでもどこでも学べる環境づくり）

本市ではこれまで、市民が学習しやすい環境をつくるため、様々な整備に取り組んできました。引き続き、教育基本法第3条（生涯学習の理念）の規定を踏まえ、本市においてもだれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることのできるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習でき、その成果を適切に生かすことのできる環境づくりを推進する必要があります。

具体的には、社会教育施設等を利用し、ライフステージに合わせた各種事業や生涯学習講座を実施するとともに、各種大会や学校支援活動などにより学習成果を生かせる環境づくりに取り組んでいます。

その一方で、社会環境が急速に変化を続ける昨今、市民を取り巻く社会には多くの現代的課題が存在します。こうした中で市民が主体的に、また、いきいきと豊かに暮らしていくためには、市民が「生きる力」や「社会をつくる力」をもつことが望まれます。

そのための手段として、今後、「市民が主体的に学ぶこと、その成果を社会に生かすこと」が必要です。そして、市民のあらゆる「学び」を生涯学習と捉え、行政が担うべき「住みよいまちづくり」に向け、生涯学習の推進体制づくりに努めることが必要です。

また、このように、いつでもどこでも学べる環境づくりを推進することで、本市のまちづくりの目標である「ひとが輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」の実現を目指すことにつながると考えます。

15 生涯スポーツの推進

近年、健康に対する意識の高まりにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動も多種多様化しています。今後、市民のスポーツ・レクリエーション活動は更に多様化・活発化するものと予想され、それに対応していくため個々のスポーツニーズに応じたスポーツ教室や多くの市民が参加できるスポーツ大会等を開催し、また、市民への適切な指導助言を行うための指導者を育成する等、指導体制の充実を図る必要があります。

第3章 10年後を見据えた教育の姿

基本目標：ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

これから社会が大きな変革期を迎える中であって、子どもたちのみならず、市民一人一人がそれぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて意欲をもって挑戦できる環境を整えていくことはますます重要性を増すことが考えられます。

夢や希望の実現には、自律心と責任感、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、規範意識、伝統や文化を尊重する心、生命や自然を大切にすること、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、変化の激しい社会の中で、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる「生き抜く力」を育てていく必要があります。

また、教育基本法第1条に規定された「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」という教育の目的を踏まえ、未知の時代を切り拓き、今後の社会を担っていく人材育成に努める必要があります。

このようなことを踏まえ、今後の本市の教育を進めるに当たっての基本目標を「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」とします。

また、本市には、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、さまざまな分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。また、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらの教育的資源も活用しながら、引き続き「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組みます。

1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間

子どもたちは、「未来からの預かりもの」であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることから、その価値を尊重するとともに、自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

子どもたち一人一人がこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、一人一人が「夢と志」をもち、学ぶことの楽しさを知ることはもとより、十分な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の「真の学ぶ力」（学力の3要素）を身に付けることが必要となります。また、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指そうとする意欲、態度を育成することが大切です。

また、子どもたちは、社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え物事を成し遂げる力、公共の精神などを身に付ける必要があります。なかでも、自己肯定感・自己有用感を高めていくことが必要です。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力とともに、心身の健康づくりに必要な知識・習慣を身に付けさせることが必要です。

2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

グローバル化の一層の進展が予想される中で、日本が抱える課題を自ら発見し、解決できる能力や、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力を育成していくことが重要です。

このためには、円滑なコミュニケーションを図るための英語教育の強化に努めるとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むこともますます必要となってきます。

今後は、一人一人が、地域社会の課題を自分自身のものとして捉え、積極的に行動することが求められます。

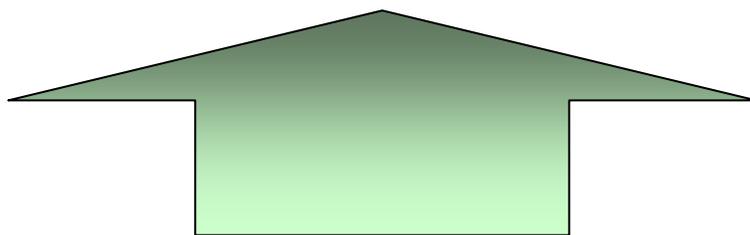
互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要があります。

基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

《基本目標》 ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

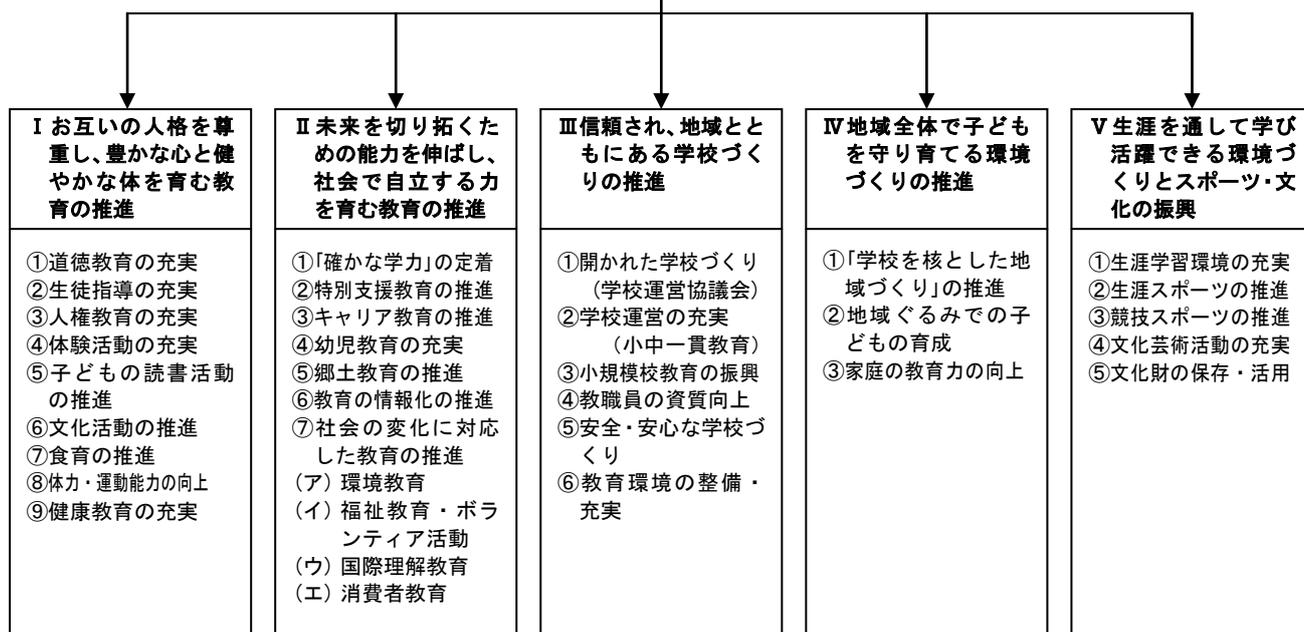


今後5年間に取り組む施策

《本市教育の取組における視点》

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域・企業・大学等の積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

《本市教育施策の方向性》



第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

本市教育の基本目標である「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」の実現に向けて、今後5年間、次の視点をもって施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

一人一人の夢の実現に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろう社会のグローバル化や情報化に対応できるコミュニケーション能力、ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

(注) ICT：Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。IT＝Information Technology：情報技術と同義。

(3) 学校・家庭・地域・企業・大学等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通した様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源

を活用した取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

本市では、平成 26 年 12 月に土曜授業実施要領を定めました。土曜授業は「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かに生きる力」を育むために、より豊かな教育環境を提供することを趣旨として実施します。今後、学校・家庭・地域等と一体となって土曜授業の充実に努めていきます。

また、鹿児島大学教育学部との協定や他の大学との連携をもとにして、地域社会の教育力の向上を図るために、教育・文化活動及び地域特有の課題解決に向けた取組への支援や地域において活躍する人材の育成等、大学の地域貢献機能やその教育研究の成果なども積極的に活用することが必要です。

これら学校・家庭・地域・企業・大学等が、それぞれの役割を果たせるよう、相互に緊密な連携・協力を図りながら、施策を推進します。

(注)職業教育：児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識や技能を習得させていく教育。
キャリア教育：児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など教育的資源も豊富です。また、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを有効活用や未来への継承を図ります。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後 5 年間に取り組む施策の方向性を以下の 5 点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちをもって尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、小中一貫教育や学校運営協議会を推進し、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。

「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、本市には、子どもを地域で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、すべての市民が地域社会全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

市民が、生涯を通して、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実

- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子どもの読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 「確かな学力」の定着
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 郷土教育の推進
- ⑥ 教育の情報化の推進
- ⑦ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動
 - (ウ) 国際理解教育
 - (エ) 消費者教育

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり（学校運営協議会）
- ② 学校運営の充実（小中一貫教育）
- ③ 小規模校教育の振興
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 安全・安心な学校づくり
- ⑥ 教育環境の整備・充実

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 「学校を核とした地域づくり」の推進
- ② 地域ぐるみでの子どもの育成
- ③ 家庭の教育力の向上

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の充実
- ⑤ 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 道徳教育の充実

【現状と課題】

- 近年、児童生徒の規範意識の低下が指摘されていますが、基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどを養う道徳教育を充実させることは重要です。
- 平成30年度全国学力・学習状況調査によると、例えば「学校のきまり・規則を守っている」との質問に肯定的な回答をした中学生の割合は全国平均と比べて高く、小学生の割合は全国とほぼ同じという結果が得られています。しかしながら、学年が進むにつれてその割合が低下する傾向がみられます。
- 学習指導要領の改訂を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、未来をひらく主体性のある日本人を育成するために道徳教育が重視されています。

【これからの施策の方向性】

- 「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」に加え、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組を推進します。
- 児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達段階に応じた、教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、教職員の道徳教育の指導力の向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【主な取組】

- 道徳教育の目標に「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」が加えられたことなど学習指導要領の改訂の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 「不屈の心」「郷土の先人」等の各種資料の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、特色ある教育活動を更に推進するとともにボランティア活動や体験活動などを通して豊かな心の育成を図ります。
- 一人一人の教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに、道徳に関する指導力の向上が図られるよう、各種研修の内容の充実・改善に努めます。
- 答えが1つではない道徳の課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合うように「考え議論する道徳」の推進に努めます。

② 生徒指導の充実

【現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン・携帯電話の普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 「平成 30 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本市における不登校児童生徒の割合は全国・県よりも高くなっています。
- いじめについては、人権に関わる重大な問題と捉え、一件でも多く発見し、一件でも多く解決するという基本的認識に立つとともに、問題行動の早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。
- 不登校児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の様々な実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等との連携した取組を一層充実することが必要です。
- 情報通信機器を使用した問題行動の未然防止に努めるとともに、適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。
- 平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、国、地方公共団体、学校及び保護者等が連携して、いじめ防止等に取り組むことが求められています。本市では、平成 26 年 9 月に「いじめ調査委員会」、同年 10 月に「いじめ問題対策連絡協議会」を設置しました。さらに、平成 27 年 3 月に、「いじめ問題対策委員会」を設置しました。

【これからの施策の方向性】

- 生徒指導に関する教職員の資質向上に努めます。
- 学校の生徒指導体制を確立し、全教職員が一体となった生徒指導に努めます。
- スクールカウンセラー配置事業等総合的な相談体制の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。
- インターネット等に関する問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラルに関する教育を推進します。
- いじめ問題の未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応のための取組を一層推進します。

【主な取組】

- 生徒指導に関する研修の内容の充実を図り、不登校や問題行動の未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組みます。
- 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。
- 不登校や不登校傾向の児童生徒については、各学校において個別支援計画を作成するとともに保護者や関係機関と連携した個別指導、家庭訪問を行うことなどにより、児童生徒の学校復帰に向けて、個に応じた組織的・継続的な支援に努めます。
- いじめ（ネットいじめを含む）や暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン・携帯電話の普及に伴う新たな課題に対応するため、道徳教育や情報モラル教育の充実に努めます。

③ 人権教育の充実

【現状と課題】

- すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために大切なことです。
- 人権教育は、すべての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。
- 児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていない、また、教職員に人権尊重の理念が十分に認識されていないなどの状況も見られます。

【これからの施策の方向性】

- 学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。
- すべての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容・方法等の工夫・改善に取り組みます。
- 社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

- 各種研修会や授業などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実に努めます。
- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を推進するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重精神の高揚に努めます。
- 学校では、様々な人権課題に応じた研修を実施するとともに、授業や事例研究を通じた研修を推進し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。
- 社会教育関係団体リーダー等の人権意識の高揚や指導力の向上を図り、社会教育における人権教育の推進体制を充実・強化します。

④ 体験活動の充実

【現状と課題】

- 豊かな自然、多様な食文化、地域の伝統文化などを生かした体験活動は、生命や自然を大切に作る心や他者を思いやる優しさ、社会性などを育てるよい機会です。
- 本市は、北西の季節風を遮る地形と暖流の影響で温暖な気候となっており、海・山・川などの豊かな自然の中で、マグロ・ポンカン・つけあげなど豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を多く有しています。各学校においては、社会奉仕活動、自然体験活動、勤労生産体験活動等、地域の実情に応じた多様な体験活動を実施しています。
- 本市は食に関わる農林水産業を基幹産業としており、市内各地で漁業や農業に関する多様な分野での商品開発が進み「食のまち」づくりを展開しています。これらの農林水産と関わる産業を体験学習などの教育活動に生かす食農教育が、多くの学校で実施されています。
- 体験活動の教育課程への位置付けの工夫が必要です。

【これからの施策の方向性】

- 地域の特色を生かし、創意工夫をこらした食農教育を一層推進します。
- 体験活動の教育課程への位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。

【主な取組】

- 各学校において、地域の清掃活動や高齢者・幼児との交流などの勤労・奉仕の体験、職場体験学習など様々な体験活動が実施されるよう支援します。
- 環境、福祉・ボランティア、国際理解、郷土教育などの体験型学習を総合的な学習の時間等の教育課程に位置付け、効果的な学習が進められるよう実践研究を推進し、指導法の改善に努めます。
- 特色ある学校づくり補助事業等を活用して、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など、各学校で取り組んでいる地域の特性を生かした体験活動を支援します。
- 植物等採集物名付会や科学の祭典、市音楽発表会など、教科学習と関連した体験活動を推進します。
- 関係機関等と連携し、地域の教育力を生かした体験活動を推進します。

⑤ 子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

- 平成 19 年 1 月に、いちき串木野市子ども読書活動推進計画を策定し、平成 24 年 3 月に第 2 次計画、平成 29 年 3 月に第 3 次計画として改定してきています。
- 読書活動は豊かな感性や情緒をはぐくむとともに豊かな言語力や想像力を育成する観点から重要です。
- 児童生徒の 1 か月の読書量は、平成 29 年度現在小・中学校ともに全国を上回っています。しかしながら、学年が進むに従って本を読まない児童生徒が増える傾向にあります。学校や家庭、地域と連携した児童生徒への働きかけや年間を通した読書活動の気運醸成等に力を入れていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 子どもの読書活動に関する市民の関心を高めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、社会全体での取組を推進します。
- 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
- 学校における子どもの読書活動を推進します。
 - (1) 学校における子ども読書活動の推進
 - (2) 学校図書館等の整備・充実
 - (3) 幼稚園や保育所(園)における子どもの読書活動の推進
- 家庭・地域における子ども読書活動の推進に努めます。
 - (1) 家庭・地域における読書活動の推進
 - (2) 図書館等の整備・充実
- 子ども読書活動への理解と啓発活動の推進を図ります。

- (1) 「子ども読書の日」等を中心とした広報啓発の推進
- (2) 各種関係情報の収集・提供

【主な取組】

- いちき串木野市子ども読書活動推進計画を着実に推進します。

【学校における子どもの読書活動の推進】

- 教育課程に読書活動を位置づけます。
- 教児一体となった「朝の読書」の充実を図ります。
- 読書目標冊数(ページ)達成に向けた各学校の特色ある取組を推進します。
- 「朝読み・夕読み」「音読」を推進します。

【家庭・地域における子ども読書活動の推進】

- 毎月 23 日を子どもと一緒に読書の日と定め、読書活動の推進を図ります。
- 乳幼児検診の場を利用した読み聞かせを実施します。
- ブックスタート、セカンドブックを始めとした各年代に応じた読書活動の充実を図ります。
- 子育て支援事業と連携した関係機関における読み聞かせ等、親子が触れ合う機会の拡充に努めます。
- 地域における保護者を対象とした読書活動の意義や必要性を理解してもらうための機会の提供に努めます。
- 「親子 20 分読書」「朝読み・夕読み」等の推進のための広報啓発活動を推進します。
- 図書館等において、子どもの読書に必要なスペースの確保に努めます。
- 児童図書収集・提供の充実を努めます。
- 館内・移動お話教室等を実施します。
- 移動図書館車による学校図書館や団体・地域全域への巡回貸出し等サービスの提供に努めます。
- 子どもを対象とした本と出会うきっかけづくりとなる行事等の実施に努めます。
- お話ボランティア等の養成や活動ができる機会の提供に努めます。
- お話会・読み聞かせなどの活動の把握による情報提供の拡充に努めます。

【子ども読書活動への理解と啓発活動の推進】

- 学校教育課と社会教育課が連携し、読書活動を推進します。
- 「子ども読書の日」等を中心とした広報啓発に努めます。

⑥ 文化活動の推進

【現状と課題】

- 国際社会で活躍する人材の育成には、我が国や郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実することが必要です。
また、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子どもの文化活動を推進する必要があります。
- 学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校もあります。

【これからの施策の方向性】

- 学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育を充実します。
- 子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を充実します。

【主な取組】

- 学習指導要領の改訂を踏まえ、武道等を含む各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。

⑦ 食育の推進

【現状と課題】

- 食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- 本市においても、「市教育3アップ作戦」において、学校給食指導の充実を展開して食育の推進に取り組んでいます。
- 平成30年度には、全ての学校において栄養教諭が「食に関する指導」を行っており、全ての学校で「食に関する指導の全体計画」を作成しています。
- 毎年1月に実施している「いちき串木野をまるごと味わう学校給食」において、地元産食材を活用した学校給食が実施されています。

【これからの施策の方向性】

- 関係部局等と連携し、子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域と連携した食育の推進を図ります。

【主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成し、栄養教諭の積極的な活用や学校、家庭、地域と連携した取組を行う等学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を推進します。また、栄養教諭が中心となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。

- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、親子料理教室や学校給食展等を通して、家庭や地域との連携・協力を図ります。
- 給食指導の改善・充実を図るため、学校給食に関する情報の提供を図ります。

⑧ 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。
- 近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、子どもの基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、運動やスポーツに興味を持ち、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が見られます。
- 学習指導要領の改訂において、児童生徒の体力の向上がより一層重視され、また中学校での武道等の必修化が盛り込まれています。
- 本市の児童生徒の体力は、特に筋力や柔軟性の落ち込みが大きく、持久力についても低下傾向にあります。

【これからの施策の方向性】

- 学習指導要領の改訂における小・中学校の体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、教科体育の充実を図るとともに、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- 体力テストなどの結果を活用することにより、児童生徒の体力・運動能力向上の取組を推進します。
- 児童生徒、保護者等への体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。
- 中学校における武道等の必修化に伴う教育活動が、円滑に実施されるよう取組を充実します。

【主な取組】

- 運動に興味を持ち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するために、校内研修等の実施や各種研修会講習会等への参加を通して、教員の指導力の向上を図ります。
- 「一校一運動」や「チャレンジかごしま」等への取組の改善を図るとともに、外遊びの奨励など、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。
- 各学校で体力テストの結果を分析し、体力向上についての全体計画を整備するなどして、体力向上の取組を推進します。
- 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、指導の在り方を改善し、体力の向上を図ります。また、武道等の指導者の資質向上に努めるとともに、我が国固有の伝統と文化であることを踏まえた指導を推進します。

⑨ 健康教育の充実

【現状と課題】

- 児童生徒が、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した、学校における健康教育の充実が必要です。
- 近年、性に関する問題行動、喫煙、飲酒、薬物乱用、不登校や保健室登校、アレルギー疾患の増加など、児童生徒の健康課題が多様化しています。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域の連携が不可欠です。

【これからの施策の方向性】

- 学校の実態や発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、学校保健をすべての教職員で推進するための組織体制の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

- 各種検診や検査及び調査等を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。
- すべての教職員が学校保健安全活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動を推進します。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を深めます。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 「確かな学力」の定着

【現状と課題】

- 学習指導要領の改訂が行われ、小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から完全実施されます。学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、新しい時代に必要な資質能力である①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等を育成するとともに学習評価の充実を図る必要があります。
- 平成30年度鹿児島学習定着度調査結果によると、基礎・基本では概ね学力が定着していますが、思考・表現では十分だとはいえません。また、平成30年度全国学力・学習状況調査によると、小・中学校いずれも活用に関する問題(思考力・判断力・表現力等)について課題がみられます。

【これからの施策の方向性】

- 学力向上へ向けた取組を推進するために、中学校区ごとの小・中連携による公開授業や

授業研究を通して、指導法の改善等を図ります。

- 知識・技能の活用力を育成するために、「言語活動の充実」や「学習意欲の向上」、「体験的活動の充実」等を重視した学習活動を推進します。
- 各学校において鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査結果等を踏まえ、学力向上についての「P（具体的な計画＝マニフェスト）・D（共通実践事項）・C（検証）・A（改善策＝アクションプラン）」のサイクルを確立し、計画的、具体的な指導方法の改善などを行う取組を推進します。
- 鹿児島学習定着度調査等でより一層の学力向上を目指します。そのために、「分かる授業」を充実し、個に応じた指導、言語活動、家庭学習の充実等に取り組みます。
- P T Aと連携して家庭学習の習慣化を図ります。
- 小学校外国語活動、外国語科など英語教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 授業を通じた校内研修の充実（一人一回の研究授業の推進・仮説に基づいた研究の推進）を図り、指導主事の派遣により課題に応じた改善の視点について重点的・具体的な指導を行い、教員一人一人の授業力の向上及び学校の確かな研究の推進を図ります。
- 市研究協力校等の研究推進において、公開授業や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修により、その成果を市内の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- 学習指導要領の改訂の趣旨や内容の周知・徹底を図り、各学校において、円滑な移行措置や先行実施が行えるような取組を推進します。
- 鹿児島学習定着度調査等の結果に基づき、各学校がアクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的・具体的な改善を行うよう指導します。
また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭、地域が課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 各学校の実態に応じた習熟度別指導、少人数指導等きめ細かな指導を推進します。
- かがしま学力向上支援W e bシステムの評価問題や県の学習ガイド「鹿児島ベーシック」等の利用促進や県の「家庭学習 60・90 運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。
- 学力向上に向けて、学生、保護者、教員O B等の外部人材を活用した取組などを促進します。
- 「今週の1問」への取組を充実させます。

② 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の推進が求められています。
- 本市においては、すべての小・中学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーデ

ィネーターの指名が行われるなど、障害のある児童生徒への支援体制は整備されつつありますが、関係機関と連携した具体的な支援の在り方が課題となっています。

- 令和元年度では、特別支援学級を新たに1つの学校に開設しました。平成30年度と比べ3学級が増えています。(市内小・中学校9校に20学級設置) また、通級指導教室(LD・ADHD)を、串木野小学校と串木野中学校に開設しています。市内の各特別支援学級相互の連携・研修を通じた特別支援学級における更なる教育の充実が課題となっています。
- 通常学級における特別な配慮を必要とする児童生徒への教育的支援を行うために特別支援教育支援員を市内数校に配置しており、一人一人へのきめ細かな更なる支援の充実が課題となっています。

【これからの施策の方向性】

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図り、適切な就学を推進します。
- 小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。

【主な取組】

- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 各小・中学校での校内教育支援委員会・校内委員会の充実を図るとともに特別支援学校等と連携を深めながら市教育支援委員会における適切な就学指導を推進します。
- 小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成・活用を促進するとともに特別支援教育コーディネーターの資質向上を図り、校内支援体制の整備を図ります。
- 「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携の下に、適切な指導及び必要な支援が行われるように支援体制の整備に努めます。
- 学校の実態を踏まえ、特別支援教育支援員の配置を行い、効果的な活用を図ります。
- 市特別支援教育担当者研修会等を通して、合理的な配慮等への理解促進や教員等の指導力の向上を図ります。

③ キャリア教育の推進

【現状と課題】

- 近年、若者の社会人、職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さが指摘されていますが、児童生徒一人一人が学業の必要性や意義を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路を決定できるようにするため、勤労観や職業観を育成することが必要です。
- 職場体験学習は、すべての中学校で実施されています。

【これからの施策の方向性】

- 発達段階に応じ学校の教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 各先進校等の実践例等を参考にして、キャリア教育に関する指導力の向上に努めます。

【主な取組】

- 発達段階に必要なキャリア教育を推進するため、各教科等の特質に応じた取組の推進を図ります。
- キャリア教育の指導計画や評価方法の研究、教材の開発に関する実践例を収集し、情報交換や情報提供を推進します。

④ 幼児教育の充実

【現状と課題】

- 幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足や小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている中で、教育基本法第 11 条に、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」ことが規定されています。また、幼稚園も段階だけではなく小・中・高の教育へつながる 18 歳までを見通して「育てるべき力」は何か、それを踏まえて幼稚園の教育はどうあるべきかについて検討し、改訂が行われ、新しい幼稚園教育要領が、平成 30 年度から施行されています。
- 核家族化や少子化、情報化など社会状況が変化する中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【これからの施策の方向性】

- 各幼稚園が特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 幼稚園、保育所、小学校、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

【主な取組】

- 幼稚園に対し、平成 30 年に施行された幼稚園教育要領の改訂の趣旨や内容の周知徹底を図り、幼児教育の質の向上に努めます。
- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、小学校との連携を図ります。また、教諭や保育士に対する研修の充実を図ることにより、教職員の資質向上に努めます。
- 幼稚園、保育所、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言などの子育て支援に係る取組を促進します。

⑤ 郷土教育の推進

【現状と課題】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- すべての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定されています。
- 少子高齢化等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなりつつあります。

【これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、いちき串木野の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 郷土いちき串木野に誇りを持ち、未来を担う子どもたちを育てるために、教職員がいちき串木野の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する資質向上を図ります。

【主な取組】

- 各学校において、道徳、総合的な学習の時間、教科等の授業を通して、観光資源など郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。
また、郷土の地理・歴史・伝統、文化について理解を深めさせるための人材活用を推進します。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。

⑥ 教育の情報化の推進

【現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。
- 平成 30 年度の「学校における教育の情報化等の実態に関する調査」（文部科学省）によると、本県教員の I C T 活用指導力に関する研修を受講した教員の割合は、全国平均よりも高い状況です。一方で、「授業中に I C T を活用して指導すること」や「児童生徒の I C T 活用を指導すること」「情報モラルなどを指導すること」について、「わりにできる」「ややできる」と回答した職員の割合は、全国平均よりも低い状況となっています。
- 本市の学校における I C T 環境の整備状況は、教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数が 5.84 人です。
- 平成 30 年度の本市における携帯電話・スマートフォンの所持率は、小学生が 15.7%、中学生が 35.1%で、普及率も高まりつつあります。そのため、ネット依存、情報モラルや外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪の被害から身を守ることに早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 教科指導等における I C T の効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- 情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- 論理的思考を高めるために、プログラミング教育の充実に努めます。
- I C T を活用し、児童生徒の情報を共有することによるきめ細かな指導を目指すとともに、学校の情報発信に努めます。

- 国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

【主な取組】

- 教員に対するICTを活用した指導力を向上させるための研修を充実させます。
- 主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善の実現に向け、各教科等においてテレビ会議システムやICT機器を活用した授業実践を推進します。
- 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、各教科や総合的な学習の時間等においてICTなどを積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- 新学習指導要領に示された各教科等におけるプログラミング教育の充実や地域人材を活用したプログラミング教育の推進に努めます。
- 教職員が校務においてICTを活用し、児童生徒の情報共有や効率的な成績処理など、きめ細かな指導を行えるような環境の整備を推進します。
- 学校ウェブサイトの活用により、教育活動などを情報発信し開かれた学校づくりに努めます。
- 学校におけるICT環境の整備（テレビ会議システム、タブレット、プログラミング教育教材等）に努めます。
- 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備に努めます。

⑦ 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されています。
- 環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るための環境教育を推進します。
- 環境教育については、小・中学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、すべての小学校では体験的な活動も取り入れています。

【これからの施策の方向性】

- 地域の自然体験活動を通して、環境問題に対する理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るための環境教育を更に推進します。

【主な取組】

- 各学校において、環境教育の全体計画を整備し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常生活における環境保全活動への参加意識を育てるための取組を促進します。
また、地域の特色を生かした体験的な環境学習の充実を図り、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活を照らし合わせながら考えさせる学習を促進します。

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 各小・中学校は、総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動、家庭科や社会科でのバリアフリーやボランティア活動について学習したり、地域の高齢者との交流活動を経験したりしています。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。

(ウ) 国際理解教育

【現状と課題】

- グローバル化が進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、ALTとのティーム・ティーチングによる授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いての異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がっていますが、単なる体験や交流活動に終わらないように取組を更に充実させ深める必要があります。
- 小学校において、外国語活動や外国文化に関する学習を通して、興味・関心を高めていますが、中学校段階の文法等を単に前倒しにするのではなく、言語や文化について体験的に理解を深めたり、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことが重要です。

【これからの施策の方向性】

- 学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断することのできる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- 国際理解教育についての実践的な授業づくりに役立つ情報を提供するなど、学習方法・内容の改善・充実に取り組みます。
- 各小・中学校の「国際理解教育の全体計画」の一層の充実を促進します。
- 各学校において、ALTやAETを活用し、外国の言語や文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。
- 小学校において、外国語や外国文化に関する実践的・体験的な学習を充実させ、「コミュニケーションの素地及び基礎」を育成するとともに外国文化及び日本の文化についての理解を深めます。
- 必要に応じて青年海外協力隊や海外からの留学生を受け入れる外部機関等の学校への人材派遣事業を活用し、国際理解教育を支援します。

(エ) 消費者教育

【現状と課題】

- 児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。
また、クレジットカードなどの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚をもった児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの防止など消費者教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 特別活動・社会科・家庭科において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図ります。

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

① 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- 平成 29 年度から学校評議員制度を発展させた仕組みとして、学校運営協議会を導入し、地域と共にある学校づくりを推進しています。
- 平成 15 年度から実施している地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての学校で取り組まれ、毎年多くの市民が参加しています。

【これからの施策の方向性】

- 学校運営協議会により、学校と家庭、地域の三者がこれまでよりも更に一体となって課題解決に取り組み、子どもの成長を支えていくように努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。

【主な取組】

- 各学校による評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 11 月 1 日から 7 日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し、この週間において各学校で授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。

② 学校運営の充実

【現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。また、現在、児童生徒の発達課題に応じた適切な教育の在り方の研究が求められています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならないため、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。

【これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 幼・小・中・高の連携による学校教育の充実を図ります。また、小中一貫教育についての研究を進め、目指す子ども像を共有し、9 年間を見通した教育課程を編成してまいります。

【主な取組】

- 管理職としての人格・識見に優れ、心身ともに健康で、課題に対応できる管理職の育成を図ります。
- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。

- 学校事務のより一層の適正化や効率化を進め、学校教育を支援するための取組を行う事務の共同実施を推進します。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 幼・小・中・高の連携を深め、小中一貫教育協議会、小中一貫教育校の研究を進めます。

③ 小規模校教育の振興

【現状と課題】

- 令和元年度では、市内小・中学校 14 校のうち小規模校（12 学級未満）が 12 校あり、小規模校教育の振興を図ることは、本市教育の振興上で重要です。
- 複式学級を有する小規模校の地域は、豊かな自然や大切に守られてきた伝統芸能など様々な教育資源が見られ、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- 学校規模による学力の傾向について、小・中学校とも総じて大きな差は生じていません。

【これからの施策の方向性】

- 小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【主な取組】

- 複式学級を有する学校の合同研究会等を通して、複式教育の指導方法改善及び教職員の資質向上を図り、複式教育の充実に努めます。
- 大規模校との交流学习の促進や教育機器等を活用した教育方法の改善等により、小規模校の活性化に努めます。

④ 教職員の資質向上

【現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力の更なる向上が求められています。

【これからの施策の方向性】

- 教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。

【主な取組】

- 校内外における研修を組織的・計画的に実施するとともに、研修内容の充実を図り、教職員の意欲を高め、資質能力の向上に努めます。特に、授業や事例を通じた研究を推進し、指導力の向上を目指します。

- 諸関係機関との連携による体験的研修を推進し、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に取り組みます。

⑤ 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要です。
- 本市の公立小・中学校施設については、必要に応じて補強を施し、構造体の耐震性を確保しています。更なる安全と応急避難場所としての機能が求められることから、非構造部材の耐震化を進める必要があります。
- 学校では、原子力災害をはじめ、様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等を実施しているところです。
- 近年、学校や通学路等での児童生徒に関わる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 施設・建物については、状況を精査し、長寿命化工事や大規模改造工事等を実施します。
- 警察等関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。

【主な取組】

- 施設・建物の経年、老朽状況や学校安全点検、長期計画に基づく整備手法を精査し、長寿命化工事、大規模改造工事、修繕工事等を実施します。
- 「危機管理マニュアル」の作成や学校安全計画の策定などにより、各学校で安全体制を整備します。
- 防犯教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- 警察等との連携や巡回パトロールの実施、防犯ブザーの所持など、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

⑥ 教育環境の整備・充実

【現状と課題】

- 児童生徒が日常的に過ごす建物が 49 棟あり、その中で建築後 40 年以上経過したものが 31 棟あります。このうち 13 棟について改修が実施されておらず、老朽化対策と利用形態に合わせた改修、改造が必要です。
- 本市では、就学の意味及び能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して奨学金の貸与を行っています。また、年度途中の保護者等の失業など家計の急

変にも対応するため、9月にも再度奨学金の募集を行っています。

- 国家戦略として、学校におけるICT環境の整備が掲げられています。
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施していますが、援助を受ける児童生徒は、年々増加する傾向にあります。

【これからの施策の方向性】

- 学校施設の老朽設備の更新に合わせて社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した学校施設の質的な整備を図ります。
- 学校のICT環境づくり等の推進に努めます。
- 経済的な理由により、就学の道が閉ざされることのないよう、必要な支援を推進します。

【主な取組】

- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な維持管理や補修の実施、さらに大規模改修事業などを計画的に実施します。
- 国・県とも連携を図り、学校のICT環境づくり等の推進に努めます。
- 実態に応じた児童生徒への就学援助を実施します。
- 奨学金制度の周知や積極的な活用の促進を図るなど、経済的理由により支援が必要な生徒に対して、必要な支援を行えるよう取組を推進します。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

① 「学校を核とした地域づくり」の推進

【現状と課題】

- 市内のほとんどの小・中学校において学校と地域の連携が図られており、学校の教育活動に地域人材を活用している。また、教員の地域活動への参加など相互に連携活動を推進していますが、学校の教員の多忙化等により、年々、学校と地域の連携した教育活動等に縮小傾向がみられます。
- 本市においても、いじめや不登校、児童虐待、問題行動などの課題があり、これらに迅速に対応するため学校・家庭・地域社会や関係機関が相互に連携しながら、取組を推進しています。しかし、本市でも市街地を中心に、コミュニティの活動の低下に伴い家庭や地域の教育力の希薄化がみられ、伝統的に続いてきた地域ぐるみでの支援活動も難しくなりつつあります。
- 本市では、平成20年度より「学校支援事業」を導入し、市内の小・中学校を対象に事業を実施しています。

【これからの施策の方向性】

- 本市において実施している「学校支援事業」の成果や課題を生かしながら、地域と学校が連携・協働した取組である「地域学校協働活動」体制づくりを推進します。
- 学校運営協議会と連携した地域学校協働活動本部を全小中学校に設置し、地域の支援基

盤の構築を図り、学校のニーズに応じた多様な形態の支援ができるような学校支援ボランティアなどの育成に努めます。

- 地域全体で未来の子どもたちの成長を支え、地域を創生する「学校を核とした地域づくり」を推進します。

【主な取組】

- 「いちき串木野市地域学校協働本部」を中心に、学校支援の効果的な推進を図り、市内の小・中学校の教育活動の充実や安全確保に努めます。
- 学校と地域住民や民間団体をつなぐ地域コーディネーターの育成を推進します。
「地域学校協働活動」を地域住民等に周知するとともに、学校支援ボランティアを募集し、学校支援体制づくりを推進します。
- 学校に対する多様な協力活動、地域人材育成、郷土学習、地域の行事・イベント・ボランティアへの参加、学びによるまちづくり、課題解決型学習、放課後等の学習・体験活動を推進します。

② 地域ぐるみでの子どもの育成

【現状と課題】

- 地域全体での安全・安心な環境づくりには、社会全体の責任として、行政のみならず、学校・地域の自治会・団体やボランティアがともに協力し、地域社会を支え合う共生・協働の仕組みづくりが重要です。
- 全国的に児童生徒が犠牲者となる事件・事故が発生しており、社会的に大きな問題となっています。本市においても、声かけ事案が発生しており、特に登下校の児童生徒の安全確保が課題です。
- 本市でもPTAや地域住民などの協力で登下校時の安全パトロールが実施されるなど地域ぐるみでの安全確保の取組が進められています。
- 核家族化・少子化の進行や地域社会の連帯感の希薄化、出会い系サイト等や有害情報の氾濫など青少年を取り巻く社会環境の変化は、青少年の意識や行動に様々な影響を及ぼしています。また、多くの青少年が健全に育っている一方、社会生活を送る上での基本的ルールを十分に習得できない青少年もみられます。
- 青少年を取り巻く環境は、核家族化・少子化・地域社会の連帯感の希薄化など複雑・多様化しています。本市においては、地域の子ども会をはじめ各少年団体の育成会や社会教育関係団体、関係機関等が中心となって、青少年の健全育成に努めています。
- 青少年を取り巻く今日的な課題に地域ぐるみで取り組む気運の醸成や、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域全体で次代を担ういちき串木野市の子どもたちを育成する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 本市において学校、家庭、地域、警察の関係機関が連携して、地域全体で青少年を見守る推進体制を整備します。
- 本市の青少年健全育成市民会議と活動の主体となる青少年団体の機能強化や各種青少

年育成団体の相互連携を強化するために、年次的に校区の青少年育成組織体制の充実・強化を推進します。

- 地域ぐるみの青少年育成を推進するために家庭・学校・地域等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、青少年の主体的な活動を側面的に支援するとともに、校区単位の青少年育成組織を中心に地域ぐるみの活動となるように努める必要があります。
- 小学生や中・高校生のリーダーや成人指導者の育成を図るとともに本市の青少年健全育成の気運の醸成を図ります。

【主な取組】

- 地域全体で青少年の健全育成を推進する中学校区地域教育振興協議会の充実に努めます。
- 「TEAM（チーム）ほめて伸ばそう!!自己肯定感」を展開します。
- 学校と地域との連携・協力体制を構築し、いちき串木野市青少年育成補導センター、地域住民・企業及び既存の関係団体と連携を深めながら、地域ぐるみで安全確保の取組を推進します。
- 青少年健全育成の気運の醸成を図るために、青少年育成情報等の提供を行います。
- 第3日曜日「家庭の日」や第3土曜日「青少年育成の日」を中心とした活動を推進します。
- 活動の中核となる小学校高学年・中学生・高校生のリーダーや成人の指導者を育成するための研修会を実施します。
- 放課後子ども教室の充実を図ります。また、週末に小・中学生を対象にした学習活動や体験活動等を実施する取組を更に充実します。
- 「地域の子どもの地域で育む」意識を高めるために地域住民等の協力を得ながら、地域で異年齢による集団宿泊学習等の事業を実施します。

③ 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

- 核家族化及び地域における地縁的つながりの希薄化等による家庭の教育力の低下などにより、地域社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。
- 本市の現状から学校・家庭・地域住民・関係団体や企業・大学等の相互の連携・協力を強化し、地域社会や家庭の教育力の向上を図るために「家庭教育支援事業」を実施しています。

【これからの施策の方向性】

- 家庭教育はすべての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けさせたり、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性を育んだりする上から極めて重要な役割を担っていることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 核家族化、少子化、地域の連帯感の希薄化等により、子育てに対する不安や悩みを抱えながら、相談できない、学習機会があっても、時間にゆとりがなく参加できないなど、子育てに不安を感じたり、自信を持てなかったりする親も見られることから、家庭教育に関

する相談体制や情報提供に努めるとともに身近な地域における子育て支援体制の充実に努めます。

- 本市の状況を踏まえ、これまで取り組んでいる「家庭教育支援事業」の成果や課題を生かしながら、家庭教育支援体制の基盤整備に努めます。

【主な取組】

- 伝統的に実施されてきた母親セミナー等と連携しながら、身近な地域での子育て支援基盤体制づくりを推進します。
- 学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で家庭教育を支援する取組を推進します。
- これまで取り組んでいる「家庭教育支援事業」の成果や課題を生かしながら、引き続き家庭教育支援の取組を市内全地域で推進します。
- 子育てに関する講座の開設や子育てリーダー研修会を実施するとともに、子育てを支援する情報提供を推進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- 中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター、いちきアクアホール、市立図書館など社会教育施設を利用し、様々な生涯学習活動が実施されていることから、生涯学習関連施設の充実を図る必要があります。
- 本市ではこれまで、市民が学習しやすい環境をつくるため、さまざまな整備に取り組んできました。引き続き、学習環境の整備を重要課題と考え、更なる充実を目指していきます。
- 社会環境が急速に変化を続ける中、身近な地域社会には多くの現代的課題が存在します。こうした中で市民が主体的に、また、いきいきと豊かに暮らしていくためには、市民が「生きる力」や「社会をつくる力」を持つことが望まれます。
- そのための手段として、「市民が、学ぶこと、その成果を生かすこと」が必要です。そして、市民のあらゆる「学び」を生涯学習と捉え、行政が担うべき「住みよいまちづくり」に向けて、どのような生涯学習を推進していけばよいか検討することが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 生涯学習の推進によって各団体や関係団体が実施している生涯学習関連事業等を展開していくことを通して「生涯学習社会の構築」と「みんなが学ぶまち」を推進します。
- ライフステージにあわせた一人一人の主体的な学習を推進します。
- 地域の現代的課題に対応する学習を推進します。
- 生涯学習環境の整備と学んだ成果を生かす環境づくりを推進します。
- 中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター、いちきアクアホール、市立図書館など社会教育施設の充実を図ります。

【主な取組】

- 子どもから高齢者まで一人一人が生きる力を身に付け、生きがいや目標を持ち、また、豊かにいきいきと人生を歩んでいくために、それぞれの成長段階で必要な学習を推進します。併せて、社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。
- 地域の安全、環境の保全など現代社会のさまざまな課題に対応し、住みよい社会づくりのために必要な学習を支援します。
- 市民の学びを推進し、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境をつくるために、これまでに引き続き更なる学習環境の整備や学習の成果を地域社会にいかせる環境づくりを推進します。
- 中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター、いちきアクアホール、市立図書館など社会教育施設の更なる活用を図ります。
- 年次的に計画をしながら、各社会教育施設の充実に努めます。

② 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- 市民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図ることが必要です。
- 県が推進する「マイライフ・マイスポーツ運動」を本市も取り入れて推進しています。

【これからの施策の方向性】

- 各種健康づくり運動の推進や多くの方々に参加できるスポーツ大会、スポーツ教室等の充実を図ります。
- 地域、職場におけるスポーツ活動の推進を図ります。

【主な取組】

- 市民総参加による市民体育大会を開催します。
- 多くの方々に参加できる新たなスポーツ大会を創設します。
- 年代やニーズに応じたスポーツ教室を実施します。

③ 競技スポーツの推進

【現状と課題】

- 本市及び本県出身のスポーツ選手が、国際大会等各種大会で活躍することは市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 今後は各競技の底辺拡大とジュニア選手の育成及び指導者の養成などに努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 各競技団体や関係機関との連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の育成強化などを推進します。

【主な取組】

- 体育協会等との連携強化を図ります。
- 日置地区県民体育大会選考会及び県民体育大会に伴う選手強化を図ります。
- 令和2年度開催の燃ゆる感動かごしま国体（第75回国民体育大会鹿児島大会）・かごしま大会（第20回全国障害者スポーツ大会）のスムーズな運営を行います。

④ 文化芸術活動の充実

【現状と課題】

- 市内には各種文化団体がありますが、これら文化団体が自主的に発表会などを行っています。
- 文化祭などに多くの文化団体が参加し、参加者数は年々増加しています。
- 市内には国指定重要無形民俗文化財や県指定民俗文化財など多くの伝統芸能が保存伝承されています。
- 各伝統芸能等は、少子高齢化により後継者不足が深刻化し、その保存継承が危ぶまれています。

【これからの施策の方向性】

- 文化協会・芸術文化団体との連携と創作活動の促進を図ります。
- 芸術文化の鑑賞及び発表機会の拡充を図ります。
- 地域に根ざした個性ある文化活動の推進に努めます。
- 市内に長く伝わる伝統芸能の振興を図ります。
- 各伝統芸能保存会を支援し、その保存に努めます。

【主な取組】

- 市文化祭において各文化団体の発表の場を設けるとともに、新規参加団体も募集することで、文化振興を図ります。
- 学校と連携し、児童生徒に対して芸術に触れる機会の充実に努めます。
- チルドレンフェスティバルや音楽のつどいなど地域に根ざした文化活動を支援し、文化活動の促進を図ります。
- マスコミ等を活用し伝統芸能の広報、周知活動を図ります。
- 各保存会に対し郷土芸能の運営活動補助を行い、保存に努めます。

⑤ 文化財の保存・活用

【現状と課題】

- 市内には多くの史跡及び埋蔵文化財包蔵地があります。
- 市内には中央公民館3階に民俗資料を中心とした歴史民俗資料室があり、いちきアクアホールには、考古資料を中心とした歴史資料室があります。
- 歴史民俗資料室の見学者が少ない現状があります。
- 市内には串木野城跡や市来貝塚など数多くの史跡がありますが、市民から公園化や資料館建設の要望があります。
- 史跡等の標柱及び説明板が老朽化し、建て直しが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 文化財愛護思想の高揚と、郷土学習の推進を図ります。
- 埋蔵文化財の周知を図り、その保存に努めます。
- 資料室などの整備充実を図ります。
- 計画的に史跡等の標柱及び説明板の整備充実に努めます。

【主な取組】

- 出前講座やフィールドワークなど様々な機会を活用し、市内の史跡の広報周知活動を図ります。
- 埋蔵文化財の保存については開発関係機関等と連絡を密にし、周知を図ります。
- 歴史民俗資料室及び歴史資料室に関しては、学校や地域と連携するなど、活用を図ります。また、様々な機会を捉え、広報に努めます。
- 市内に残る貴重な史跡等の整備については、将来、公園化や資料館建設を視野に入れ、情報の収集に努めます。
- 史跡等の案内板や標柱については、年次的に計画を立て、立替えに努めます。

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育委員会の体制を充実させ、市民の期待に応える教育行政を展開するには、最終的にはその活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に優秀な人材を確保するとともに、その資質向上に努めます。

2 学校・家庭・地域・企業・大学等との連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、家庭・地域に加え、企業等についても人材育成や地域貢献の視点からの連携・協働が重要であることから、第4章の「本市教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業・大学等の積極的な連携・協働」を掲げたところです。

これら学校・家庭・地域・企業・大学等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、市長部局、大学や特別支援学校、その他の関係機関との連携・協力が重要です。市長部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学や特別支援学校とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用した積極的な連携を図ります。

4 県との連携・協力

学校における教職員の配置、社会教育や生涯学習に関する取組については、県との連携・協力なくしては推進が困難であるなど、県の果たす役割は大きいものとなっています。

これまでも、互いの役割分担のもと、県と連携し教育行政を推進しているところですが、今後も互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、連携・協力を図ります。

5 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。